

# ふるさと寄附に係る特産品等発送・請求手順書

## (ふるさとチョイス掲載分)

- 1 寄附者が寄附を行い、草津市（以下「市」）が寄附金の入金を確認した後、寄附者が選択した特産品等の取扱事業者（以下「事業者」）に対し、市は発注依頼を行う。
- 2 特産品の発注は、原則、毎週木曜日に行う。  
発注は「草津市ふるさと寄附管理システム」によりインターネットを通じて行う。  
事業者は、「出荷依頼管理システム」により、発注内容・送付先等を確認し、発送業務を遂行するものとする。  
また、「出荷依頼管理システム」未導入の事業者については、メール等により、発注の依頼を行う。送付された情報を元に発送業務を遂行するものとする。
- 3 「出荷依頼管理システム」の導入・利用を希望する場合は、「出荷依頼管理システム使用申請書」（様式3）を市に提出する。申請書の提出後、事業者ごとに市がパスワードを発行する。これを用いて「出荷依頼管理システム」にアクセスすることで、発注内容の確認や、配送伝票等の作製・印刷が可能となる。
- 4 特産品等の送付先については、日本国内に限る。
- 5 特産品等は、原則として発注から1週間以内に発送すること。ただし、発注が集中する時期や特産品等の在庫不足等によりやむを得ず1週間以上かかる場合は、事前に市に連絡し、指示を受けること。  
システム導入済の事業者は、特産品等を発送した日付を「出荷依頼管理システム」に必ず入力すること。（出荷システムから送り状に印字の場合は自動入力）
- 6 特産品の性質上、品質保持など寄附者との調整が必要と判断される場合、事前に寄附者と電話等による配達日の調整を行った後、配送するものとする。  
※連絡の際は、「滋賀県草津市ふるさと寄附の特産品」の件であることと、「寄附へのお礼」を伝え、必ず業者名および担当者名を名乗る。品質保持のため、必ずお受け取りいただく必要があることを御説明した上で、配達日を決定すること。
- 7 特産品等の発送に際し、発送ミス（発送先・不在日・配達希望日・配達希望時間帯等の指定があったにも関わらず、発送に反映されていない、常温・冷蔵・冷凍等の発送方法間違い等）が原因で正常にとどけられなかった又は希望するお礼品ではなかった場合や特産品等に不備（異物混入・賞味期限切れ等）があった場合、特産品等の代

金・送料を事業者負担で再送対応を行うこと。

8 月末までに発送した特産品等の代金と配送費を翌月末までに請求する。請求書には、請求明細（出荷依頼管理システムより出力）および送料の金額がわかる資料を添付すること。

※システム未導入事業者は、発送時の送り状のコピー（配送業者の受付印のあるもの。）および送料の金額がわかる資料（領収書等）を添付すること。

※定期便（一寄附で複数回の発券）の特産品等は発送の完了毎に請求すること。

9 請求は、請求書（様式2）により行うものとする。ただし、請求内容が様式2と同等のものであれば、事業者が使用している請求様式も可とする。

また、請求印は、原則として、契約書に押印した印を使用するものとする。

個人の場合は、契約書に押印した印で良いが、法人の場合は、代表者もしくは市内の事業者の代表印等、決裁権のある印とする。

※請求書の注意点

・請求書には、以下が記載されていること。

- |   |
|---|
| ①請求の意思表示、②債権者の住所、③氏名（名称・代表者肩書・代表者名）、<br>④請求印（契約書に押印した印）、⑤請求金額、⑥請求年月日、<br>⑦請求対象月（「〇〇月分として」）⑧内訳（契約書と同じ品名、単価、数量、送料）、<br>⑨宛先（草津市長）⑩口座情報 |
|---|

10 市は、上記の書類と内容を確認した後、請求書を受け付けた日から1ヶ月以内に代金の支払いを行う。

11 個人情報の取り扱い

事業者は寄附者の住所・氏名等の個人情報について、草津市ふるさと寄附以外に利用することのないよう、取扱いに十分注意すること。

12 その他

特産品等の発送時に、事業者のPR広告、チラシ等を同封することを許可する。

13 備考

・商品代金は、商品代、梱包代、消費税等の経費のすべてを含むものとし、送料については別途支払いをするものとする。

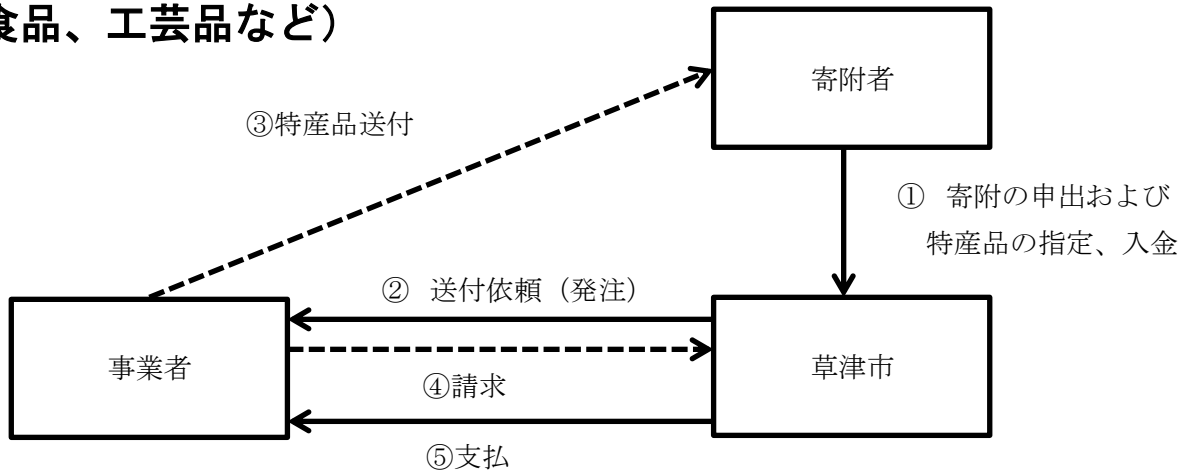
・事業者は、寄附金額の3割程度（送料を除く総額）の商品を送付しなければならない。必要経費を超えて費用が発生した場合も、市は寄附金額の3割を超過した

部分の支払いはしない。

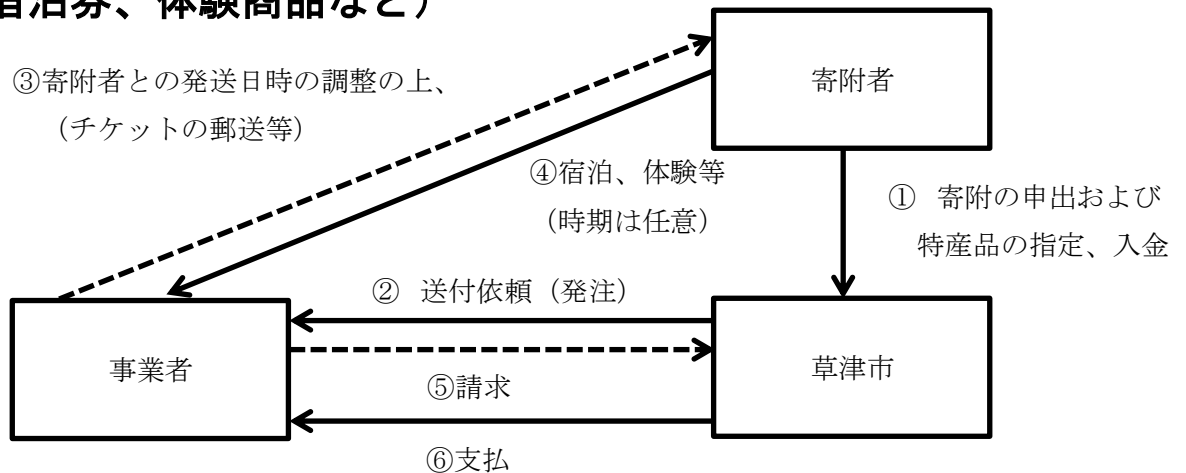
・特産品等に対する問合せ、苦情は、事業者が対応するものとする。

## 取扱フロー図

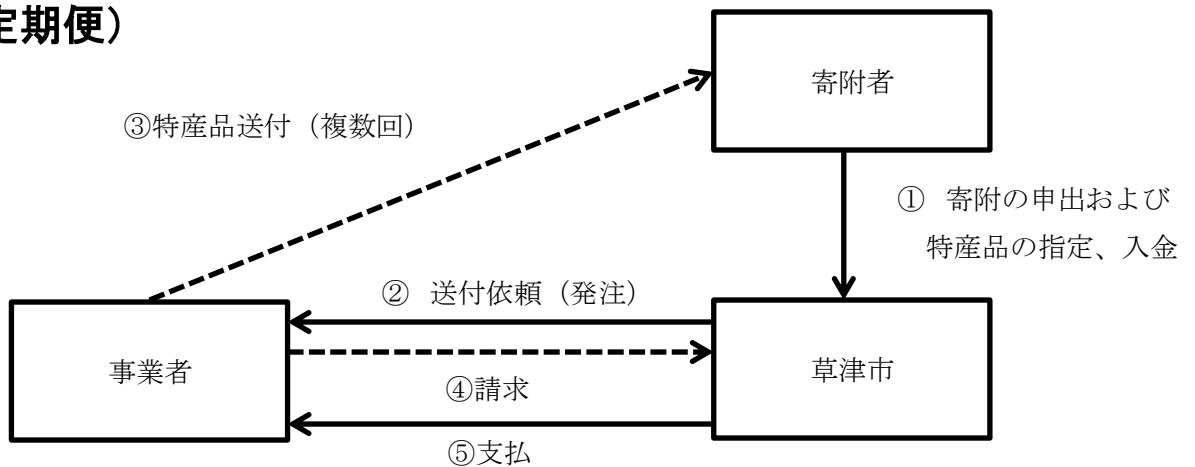
### (食品、工芸品など)



### (宿泊券、体験商品など)



### (定期便)



※③特産品送付を行った後、④請求→⑤支払 (送付した月ごとに品代、送料の請求を行う。)